

議案 番号	54	資料 番号	1
総務課・収納課			

令和3年度市税のキャッシュレス決済導入について

1 概要

当市では、市税を納付する方法として、口座振替による納付と、納付書による納付の2つの方法がありますが、このうち納付書による納付方法は、納付場所（市役所、金融機関、コンビニ）へ出向く必要があり、現在のコロナ禍において、感染するリスクが避けられない状況となっています。

そこで、納付書とスマートフォンだけで、納付場所へわざわざ出向くことなく、また電子マネーを利用して紙幣や硬貨といった現金を使わずに市税の納付ができるキャッシュレス決済による納付方法を、令和3年4月より導入することを目指します。

2 内容

現在、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税の4税については、コンビニでも納付ができるよう、納付書にコンビニ納付用バーコードが記載されています。

このコンビニ納付用バーコードの一部を変更し、キャッシュレス決済による納付も可能とします。

下記のアプリを利用し、納付書に記載されているコンビニ納付用バーコードを納税義務者がスマートフォンで読み取ることで、市税の納付ができます。

【利用できるキャッシュレス対応アプリ】

LINEPay PayPay 楽天銀行アプリ PayB auPAY

3 納付手順イメージ(Pay Pay の場合)



4 期待される効果

納付場所へ出向く必要がないため、以下の効果が期待できます。

- ・市税を納付するための利便性が向上します。
- ・人との接触を避けることができることから、新型コロナウイルス感染症拡大の防止につながります。

5 補正予算額

令和3年4月から開始できるよう準備を行うため、次にかかる費用について歳出予算の補正をお願いします。

- ・ 業務システム運用等委託料 957 千円

(委託内容)

- 1 システム設定変更
- 2 電子マネー読取テスト用納付書作成
- 3 電子マネー読取テスト用納付書印刷

6 手数料および基本料金について

現在、コンビニで納付した場合、1件につき56円の手数料を市から収納代行業者へ支払っておりますが、キャッシュレス決済による納付方法を導入することにより、手数料が1円引上げとなり、1件につき57円となります。また、手数料とは別に1ヶ月4,000円の基本料金も市から収納代行業者へ支払っておりますが、こちらも2,000円引上げとなり、1ヶ月6,000円となります。

7 導入までのスケジュール

